

延岡市子ども医療費助成制度

この制度は、子どもの保健福祉の増進と健全な発育の促進を図ることを目的とし、乳幼児及び児童の医療費の一部を助成するものです。平成27年3月以前は緑色の資格証、平成27年4月からは水色の資格証、令和3年4月からは藤色の資格証でした。お持ちの場合は、必ず全て破棄してください。令和6年4月1日以降はピンク色の資格証を使用してください。

1. 助成対象者

対象者：原則、延岡市に住所を有し、健康保険に加入している子どもが対象です。
*児童が通学のため延岡市外に住所を有する場合であって、保護者が延岡市に住所を有するときは対象となります。
対象期間：資格取得日から18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。

※注意事項

次のいずれかに該当する場合は、医療費の助成は行えません。
・(児童福祉法規定による)施設等に入所するとき
・生活保護受給による医療扶助が受けられるとき
・延岡市重度心身障害者医療費助成を受ける18歳未満の子ども
・(市外に住所を有する子どもが、)他市町村(特別区を含む。)の負担による医療費の助成を受ける子ども
※その他の法令等の規定により、公費負担医療が適用される場合は、子ども医療費助成よりも他の公費負担医療制度が優先となります。

2. 助成の内容

受給資格者が医療機関等において保険給付を受けた場合は、1診療報酬明細書ごとに表の自己負担額を控除した金額を助成します。自己負担額：外来、柔道整復、訪問介護、治療用装具、その他療養費は下記表のとおりです。

令和6年4月1日から	入院以外		入院・調剤
	歯科	歯科以外	
乳幼児 (小学校就学前)	200円 (月・病院・診療科・保険者ごとに必要)		0円
児童 (小学生・中学生・高校生年代)	200円	時間内診療のみ 200円	0円

※注意事項 医療費助成の給付対象とならないもの

これらが助成後に判明した場合、保護者・医療機関・学校・各関係機関等に確認のうえ、保護者に対し、既に助成した医療費について請求する場合がございます。

- 健康保険が適用されないもの(菓の容器代、診断書料、健康診断や予防接種の費用、入院時の食事・部屋代等)
- 医療費が高額であり、それに対する給付を受けた額(加入している保険証の保険者が定める付加給付を受けることができるとき、高額療養費の支給を受けることができるとき、国もしくは地方公共団体の公費負担があるときは、給付を受けることができる額)
- 小中学生及び高校生年代が夜間急病センターや休日当番医を受診した医療費
- 小中学生及び高校生年代が歯科を除く外来の診療時間外診療による医療費
- 部活動や登下校中を含む学校管理下で「けが」などをした時に、日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付を受けることができるとき(※学校や幼稚園、認定こども園、保育所(日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付に加入している施設)等に所属している子ども)
- 市外への転出日以降に受診した医療費
- 生活保護受給開始日及び延岡市重度心身障害者医療費受給が認定された日以降に受診した医療費
- 他の公費負担医療費制度が適用される医療費(養育医療・育成医療等)
- 交通事故など、加害者(第三者)の行為によって生じた疾病等により医療機関を受診した場合

3. 受給資格証交付申請

子ども医療費受給資格証交付申請し、認定を受けましたら、受給資格証を交付します。

○申請に必要なもの

全対象者	子どもの健康保険証の写し
*児童が通学のために延岡市外に住所を有し、申請する場合	子どもの個人番号
*子どもが未就学児であり、保護者が申請年または前年1月1日時点で延岡市外住民の場合	子どもの保護者の個人番号
*子どもの加入保険が国民健康保険(国保組合を含む)であり、被保険者が申請年または前年1月1日時点で延岡市外住民の場合	子どもの保険証の被保険者の個人番号

※2024年秋以降に、国により保険証情報がマイナンバーカードと一体化し、保険証の新規発行が廃止となります。それ以降に申請される方について、子どもの個人番号が必要となることが想定されます。

4. 助成の方法

- 宮崎県内の医療機関を受診
健康保険証と子ども医療費受給資格証を医療機関等の窓口で提示してください。
- 宮崎県外の医療機関や資格証を忘れて受診
県外の医療機関等を受診する場合や資格証を忘れて受診した場合は、窓口で請求された負担金を支払い、下記の「5. 医療費助成申請」を参考に、受診した月の翌月から1年以内に子ども医療費助成を申請してください。

※注意事項

高額療養費について、助成することはできません。

→入院や手術、高額な調剤処方等により、本来、高額な医療費が発生する場合は、あらかじめ保険者に請求した「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口で提示する、または、マイナンバーカードを活用して、患者本人が医療機関等での情報提供に同意し、受診することで自己負担限度額を医療機関等に共有することができます。
→既に子ども医療費で助成を受けた高額療養費が判明した場合、保護者・保険者に確認のうえ、保護者に対して、既に助成した対象外の高額療養費を保険者に請求するため、委任状の提出や必要書類を求める場合がございます。

5. 医療費助成申請

受給資格者の保護者が既に保険医療機関等に一部負担金を支払っているときは、保護者の申請に基づき、1月を単位として助成すべき額を申請月の翌月の月末に支給します。

○申請に必要なもの

- ①子ども医療費助成申請書(様式第3号)
- ②医療費領収書の原本(医療機関名・診療日・領収印・診療報酬の点数・受診者名等の記載があるもの)
- ③保護者名義の通帳(またはキャッシュカード)の写し(金融機関名・支店名・口座番号・名義の7桁の確認ができるもの)
・子ども医療費受給資格証の提示

下記の療養費の申請の場合は、追加の資料が必要です。

補装具等の療養費の申請の場合	保険証の提示忘れ・保険証作成中に10割負担した医療費	高額療養費や付加給付が発生した場合の医療費
・医師の意見(指示)書 ・加入している健康保険の保険者からの支給決定通知書(返金額がわかる通知書)等	・加入している健康保険の保険者からの支給決定通知書(返金額がわかる通知書)等	・加入している健康保険の保険者からの支給決定通知書(返金額がわかる通知書)等

○申請期間

- ・受診した月の翌月の初日から起算して1年以内

6. こんなときは届出が必要です

必要な届出	どんなとき	必要なもの
認定事項 変更届	・保険証が変わった ・市内で住所が変わった ・氏名が変わった	子どもの保険証※ 資格証
受給資格 喪失届	・他市町村へ転出 ・生活保護の受給が開始 ・18歳未満の児童が、延岡市重度心身障害者医療費助成の対象者となった ・施設入所の措置 ・通学のために市外に住所を有していたが、通学しなくなった ・他市町村の負担による医療費助成を受けることとなった	資格証
資格証 再交付申請	・資格証が無くなった ・資格証が破れた、汚れた	破損・汚損した資格証
個人番号 または 所得課税 証明書	・子どもの健康保険証の被保険者について、子どもが受給資格をお持ちになり喪失までの年及び前年の1月1日時点で延岡市に住所がない場合	被保険者のマイナンバー
高額療養費 の代理申請	・医療費が高額になり、限度額認定証を使用せずに子ども医療費助成を受けた場合	委任状、保護者の所得課税証明書

※お子さんの保険証が変わったときは、変更届出をしてください。



◀こちらの QR コードを読み込み、Web 上で手続きができます。スマホでも可能です。

7. 給付適正化へのおねがい

- ジェネリック医薬品を上手に利用しましょう！
新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造・販売される後発医薬品です。使いやすく改良されたものもあります。*ジェネリック医薬品へ変更を希望する場合、医師や薬剤師に相談しましょう。
- かかりつけ医を持ちましょう！
かかりつけ医とは、既往歴や健康状態を把握してもらい、健康に関して相談できる医師のことです。日頃から、かかりつけの医師や薬剤師を持って、処方されている薬の情報を把握してもらっておくのが安心です。
- かかりつけ薬局を持ち、お薬手帳を持参しましょう！
処方されている薬がわかるように、お薬手帳を持ちましょう。お薬手帳は1冊にまとめ、受診の際にはかかりつけ医・薬局に提示しましょう。
- 休日や夜間受診を控え、診療時間内に受診しましょう！
休日や夜間などの診療時間外の受診は、医療費が高く設定されています。緊急時以外は、診療時間内に受診しましょう。

受診すべきか判断に迷う場合はご利用ください

- 宮崎県小児救急医療電話相談
利用時間：毎日午後7時～翌朝8時
#8000（プッシュ回線または携帯電話） 0985-35-8855（ダイヤル回線）
小児科医の支援体制のもとに看護師が相談に応じます。
- 東北救急医療ダイヤル
利用時間：平日（月曜～土曜）午後5時～翌朝8時
日曜・祝日・年末年始24時間対応
0120-865-554 ※通話無料
看護師や医師が電話による相談を受け付け、医療機関受診の有無や家庭で実施可能な応急的な対応方法などをアドバイスします。
- 子ども救急医療ガイド
延岡市保健センターで配布しています。延岡市のホームページや延岡市すくすくワクチンアプリでも閲覧ができます。
- こどもの救急オンライン（インターネット）
<http://www.kodomo-qq.jp>

延岡市夜間急病センター～夜間、急病になったとき～

診療時間：小児科 毎日午後7時30分から午後11時まで
場所：延岡市出北6丁目1621 電話：0982-21-9999
※夜間急病センターは、緊急の場合に応急処置をするための救急医療機関です。原則としてお薬は1日分しか処方されませんので、翌日かかりつけの小児科を必ず受診してください。
安易な受診は控え、時間内の受診にご協力ください。



延岡市子ども医療費 助成制度のご案内

令和6年4月1日診療分から
高校生年代まで医療費助成の対象となります。

「高校生年代」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者のこととし、就労や婚姻をしていても受給資格者となります。

令和6年4月1日からはピンク色の資格証を使用してください。



【お問い合わせ先】

〒882-8686

延岡市東本小路2番地1

延岡市役所 健康福祉部 おやこ保健福祉課

TEL：0982-20-7202

FAX：0982-22-1347

Email：oyako@city.nobeoka.miyazaki.jp